

J A 営農ローン

(平成23年12月19日現在)

商品名	J A 営農ローン
ご利用いただける方	当 J A の組合員の方。 ご契約時の年齢が 20 歳以上の方。 農産物を販売している方。 営農貯金を取引されている方。 J A (他 J A を含む) との間で営農口座貸越取引および営農ローン取引を行っていない方。 当 J A との間で公共料金の口座振替 (2 種類以上) 定期貯金 (30 万円以上) 定期積金のいずれかの取引実績がある方。 当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	組合員の営農に必要なご資金とします。
契約金額	300 万円以内 (ご契約額は 10 万円単位) とします。
契約期間	ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の末日 (休日の場合は翌営業日) までとします。 ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。
借入利率	当 J A 所定の金利とします。 金利は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	営農貯金口座に入金された農産物代金等は、貸越残高に達するまで自動的に返済に充当いたします。
利息の計算方法	付利単位を 100 円とし、毎日の貸越金額の最終残高を基に算出を行ない、営農貯金からの引落しまたは貸越元金に組み入れ、毎年 2 月と 8 月の貯金利息決算日の翌日に徴収いたします。
担保	不要です。
保証人	当 J A が指定する保証機関 (新潟県農業信用基金協会) の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	不要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合支店または本店金融共済部 (電話: 0256-36-5207) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県 J A バンク相談所 (電話: 025-224-3100) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当組合本店金融共済部または新潟県 J A バンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会 (電話: 025-222-3765) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島県弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会 また、上記の新潟県 J A バンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。

	仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、紛争解決センター（大阪府）、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会
その他	お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 その他ご不明の点がございましたら、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

附則 この説明書は、平成２３年１２月１９日から実施する。

ＪＡにいがた南蒲